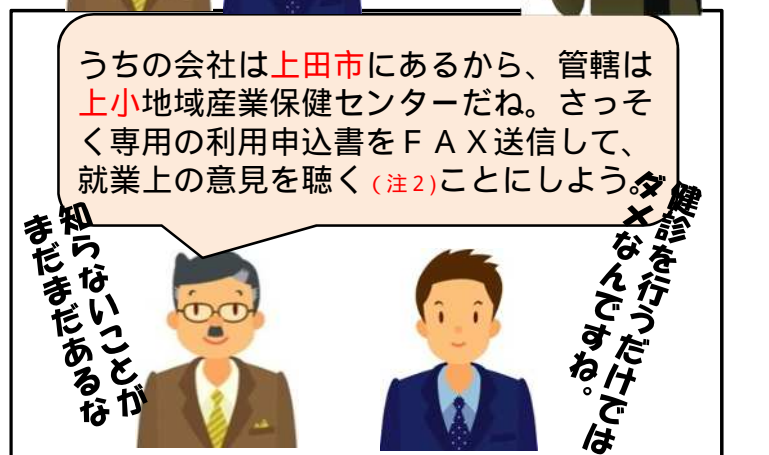
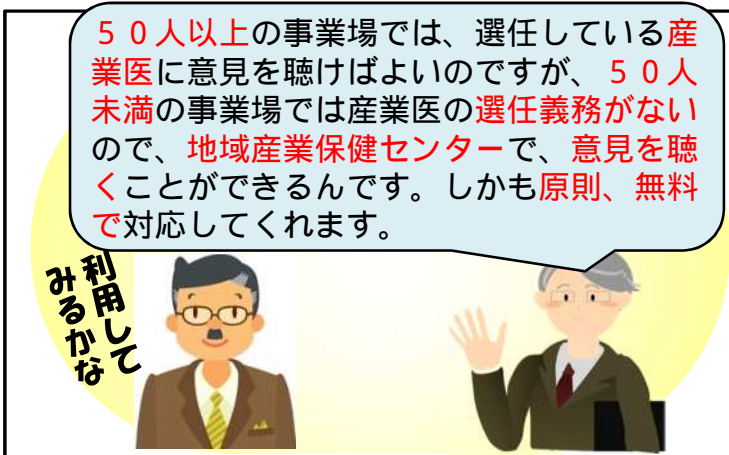
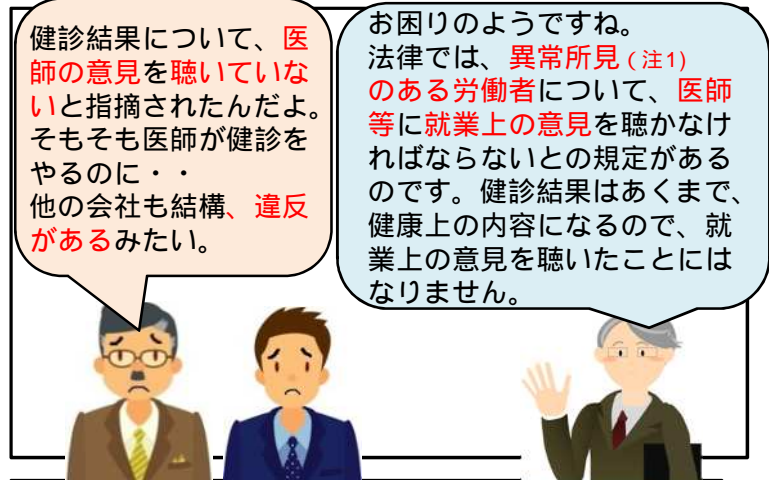


健康診断を実施する際の注意点

～健康診断を実施さえすれば良いというわけではありません。～



(注1) 異常所見とは、健康診断の結果、何らかの異常の所見が認められ、通常、医師から要経過観察、要治療、要再検査などの指示(判定)があります。

(注2) 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等事後措置を講ずる必要があります。

地域産業保健センターのご紹介

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対して、産業保健サービスを原則、無料で提供しています。

<事業内容>

- ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導

<担当コーディネーターに事前にFAXによる申込み予約が必要です。>

次ページの利用申込書を記入して、下欄のFAX番号に送信

- 「長野産業保健総合支援センター」の専用HPから、「地域産業保健センター」のページを選択し、地域窓口サービス内容の箇所から各種利用申込書をダウンロードできます。

送信後、後日、担当コーディネーターから連絡がきます。

法令遵守のために、ぜひご利用ください。



健康診断結果の就業上の意見聴取には、地域産業保健センターを利用しましょう!!!

上小地域産業保健センター(上田市、東御市、長和町、青木村の事業場が対象)

相談窓口開設場所: 〒386-0012上田市中央2丁目22-10上田市医師会館内

FAX: 0268-24-6213 連絡先(携帯): 090-8723-1712 担当: 秋山恵子コーディネーター

開設日: 月4～6回 木曜日(一部水曜日) 13:00～



